2　前項の報告を受けた主務大臣（認定新事業活動計画に係るものに限る。）は、遅滞なく、当該報告を法第九条第五項の規定による同意をした他の関係行政機関の長に送付するものとする。

3　資金計画認定事業者（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特別事業再編に係る資金計画を含む特別事業再編計画の認定を受けた者に限る。次項及び次条各号において同じ。）は、当該資金計画に係る債権放棄について事業再編債権者又は特別事業再編債権者との間で合意した日（以下この項において「債権放棄合意日」という。）以後一月以内の一定の日における財産目録、貸借対照表及び当該一定の日を含む事業年度開始の日から当該一定の日までの損益計算書（事業再編に関連する再建計画又は特別事業再編に関連する再建計画の決定に伴い、一般に公正妥当と認められる会計処理に従って必要とされる評価損の計上その他適切な会計処理を反映したものに限る。）を、当該債権放棄合意日以後四月以内に主務大臣に提出しなければならない。

4　資金計画認定事業者は、認定計画の実施期間中の各事業年度の四半期ごとの実施状況について、速やかに、主務大臣に様式第四十九により報告をしなければならない。

5　第一項の報告（認定新事業活動計画に係るものを除く。）には、貸借対照表及び損益計算書（事業再編に係る資金計画を含む事業再編計画又は特別事業再編に係る資金計画を含む特別事業再編計画の報告にあっては、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けているものに限る。）を添付しなければならない。

6　認定事業者は、認定計画の実施期間において、次に掲げる事実が発生した場合には、速やかに、主務大臣に様式第五十により報告をしなければならない。

一　当該認定事業者以外の者による破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は企業担保権の実行の申立て若しくは通告がなされたこと。

二　手形若しくは小切手の不渡り（支払資金の不足を事由とするものに限る。）又は手形交換所による取引停止処分があったこと。

三　主要取引先（前事業年度における売上高又は仕入高の総額又は仕入高の総額の百分の十以上である取引先をいう。）から取引の停止を受けたこと。

（四半期ごとの実施状況の報告事項）

第四十九条　前条第四項の各事業年度の四半期ごとの実施状況の報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　資金計画認定事業者の売上の推移を示す書類

二　資金計画認定事業者の有利子負債の残高の推移を示す書類

（会社法又は民法の特例に関する報告事項）

第五十条　認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、第四十八条第一項の報告に、当該各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　法第二十八条及び第二十九条の規定による現物出資又は財産引受（以下この号において「現物出資等」という。）　当該現物出資等に係る財産の内容及び価額

二　法第三十一条の規定による資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合　当該資本金等の額の減少と同時に行う株式の併合の内容

三　法第三十二条第一項の規定による株式の発行又は自己株式の処分　当該株式の発行又は自己株式の処分の内容、特定株式等取得の結果及び同条第三項の規定により読み替えて準用する会社法第七百九十七条の規定による手続の経過

四　法第三十三条第一項の規定による特定剰余金配当　特定剰余金配当株式等（特定剰余金配当に係る関係事業者の株式又は外国関係法人の株式若しくは持分若しくはこれらに類似するものをいう。以下この号において同じ。）が金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類するもので外国の法令に基づき設立されたものを含む。以下この号において同じ。）に上場された日及び当該金融商品取引所の名称（特定剰余金配当株式等が金融商品取引所に上場されていない場合にあっては、その旨及びその理由）

五　法第三十四条第一項の規定による事業の譲渡の場合の債権者への催告　当該事業の譲渡の内容

（課税の特例等に関する報告事項）

第五十一条　租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第八十条第一項の登録免許税に係る課税の特例を受けた認定事業者は、第四十八条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　登記の内容

二　登録免許税の額

三　当該特例措置による減免額

2　租税特別措置法第三十七条の十三の三第一項の所得税の特例又は同法第六十六条の二の二第一項若しくは第六十六条の八十六第一項の法人税の特例の適用を受けた者から他の会社又は外国法人の株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この項において「株式等」という。）を取得した認定特別事業再編事業者は、第四十八条第一項に規定する報告に、次の各号に掲げる事項について記載した書類を添付しなければならない。

一　株式等の取得により関係事業者となった他の会社又は外国関係法人となった外国法人の名称

二　対価として交付した認定特別事業再編事業者の株式の総数及び一株当たりの時価に相当する額並びに法第三十二条第三項の規定により読み替えて適用する会社法第二百三十四条第一項の規定により交付した金銭の額その他当該株式と併せて交付した金銭の額

三　取得した他の会社の株式の総数、出資口数の総数若しくは出資の価額の総額又は外国法人の株式の総数、出資口数の総数若しくは出資の価額の総額若しくはこれらに類似するもの

四　認定特別事業再編事業者に株式等を譲渡した者の数

五　当該特例措置により繰り延べられた税額又はその推計額及びその算定根拠

（立入検査の証明書）

第五十二条　法第百三十八条第一項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第五十一によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（産業競争力強化法施行規則の廃止）

第二条　産業競争力強化法施行規則（平成二十六年内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）は、廃止する。

（新たな規制の特例措置の求めに係る手続に関する経過措置）

第三条　この命令の施行の際現に改正法による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）第八条第一項の求めをしている者に対する前条の規定による廃止前の産業競争力強化法施行規則（以下「旧産競法施行規則」という。）第五条第三項、第四項、第六項及び第八項に規定する通知書の様式については、なお従前の例による。

（公庫の行う事業再編等円滑化業務に関する経過措置）

第四条　改正法附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた旧産競法第三十九条に規定する株式会社日本政策金融公庫の事業再編促進円滑化業務については、旧産競法施行規則第三十一条及び第三十六条の規定は、この命令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧産競法施行規則第三十一条中「法」とあるのは「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第七条の規定によりなおその効力を有することとされた同法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（以下「旧産競法」という。）」と、旧産競法施行規則第三十六条中「法」とあるのは「旧産競法」とする。